

承認第 4 号

専決処分事項の承認について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

橋本市都市計画税条例(平成18年橋本市条例第72号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 1～1の3 略 (法附則第15条第44項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第45項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>附 則 1～1の3 略 (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>4.5 略 6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、<u>計画税額に満たない場合</u>にあつては、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、<u>当該都市計画税額とする</u>。 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、<u>当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額</u>(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))</p>	<p>2.3 略 4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、<u>附則第2項</u>の規定にかかわらず、<u>当該都市計画税額とする</u>。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第2項</u>の規定にかかわらず、<u>当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額</u>(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))</p>

又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等
であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た
額を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべ
き額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税
額」という。)とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるも
のに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額
は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の
都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該
商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を
除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける
商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た
額)を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべ
き額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税
額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都
市計画税の特例)

9 略
10 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附
則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附
則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項
に、附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条
第4号に、附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17
条第8号に、附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附
則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条
第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定する
ところによる。

11 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項、第21項、第
23項、第24項、第26項、第31項、第42項、第44項若しくは第45
項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、
第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附
則第15条から第15条の3まで」とする。

12 略

又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等
であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た
額を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべ
き額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税
額」という。)とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるも
のに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額
は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の
都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該
商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を
除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける
商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た
額)を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべ
き額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税
額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都
市計画税の特例)

7 略
8 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則
第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則
第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に
、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第
4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条
第8号に、附則第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則
第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第
2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定する
ところによる。

9 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項、第21項、第23
項、第24項、第26項、第32項、第45項又は第15条の3の規定の適
用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34
項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3
まで」とする。

10 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 項の 3 の次に 2 項を加える改正規定(附則第 3 項に係る部分に限る。)は、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 号)の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の橋本市都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。